

重要事項説明書

(ケアプランの作成に関する説明書)

社会医療法人社団 順心会

加西白寿苑居宅介護支援センター

加西市北条町東高室字四ツ池1231-1

☎0790-43-9800

重要事項説明書

加西白寿苑居宅介護支援センター（以下「事業所」といいます）が行う居宅介護支援業務について、契約を締結する前に大切な内容をご説明します。ご不明な点がありましたら、ご遠慮なくご質問ください。

1. 事業所概要および相談窓口

事業所名	加西白寿苑居宅介護支援センター			
所在地	兵庫県加西市北条町東高室四ツ池1231-1			
営業時間	平日 午前9時00分～午後5時30分 土曜日 午前9時00分～午前11時30分 休業日 日・祝日・年末年始（12月30日～1月3日）			
連絡先	電話：0790-43-9800 FAX：0790-43-9801			
介護保険指定番号	2872600388			
開設年月	平成15年11月1日			
サービス提供地域	原則として加西市			
職員体制		常勤	非常勤	業務内容
	管理者	1名		職員及び業務の管理 居宅介護支援業務
	介護支援専門員	1名以上		居宅介護支援業務

2. 事業の目的および運営の方針

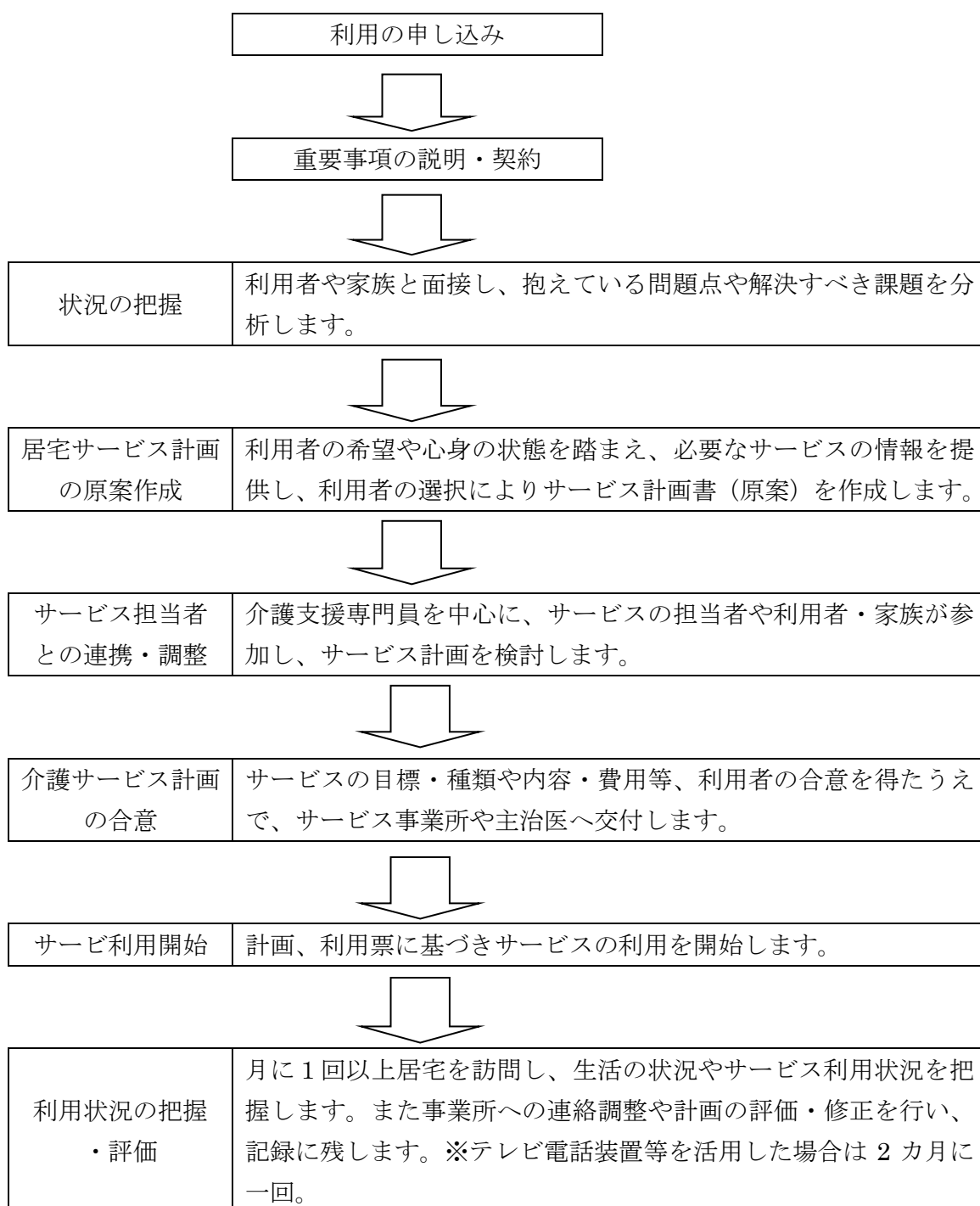
(1) 事業の目的

介護保険法の理念に基づき、居宅にて自立した生活が継続できるよう支援します。

(2) 運営の方針

利用者の心身の状況やその置かれている環境等に配慮し、利用者の選択に基づいた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、複数の事業所から自由に選択でき、総合的かつ効果的に提供されるように支援します。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の事業所に不当に偏ることのないよう選定理由についても説明し、公正中立に行います。

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



〈その他の事業内容〉

- ・ 要介護認定に係る申請代行
- ・ 医療との連携、主治医への連絡
 - * 病院又は診療所に入院した時には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に、利用者又は家族から伝える事が義務づけられました。
- ・ 介護施設との連携
- ・ 保険請求業務（給付管理） ・ 介護保険外サービスの情報提供

4. 利用料金

(1) 居宅介護支援費として介護度に応じた次の額 (1 単位：10 円 厚生労働大臣の定める基準額)

居宅介護支援費 I

区分	取扱件数	要介護 1、2	要介護 3、4、5
I (i)	45 件未満	1,086 単位/月	1,411 単位/月
II (ii)	45～60 件未満	544 単位/月	704 単位/月
III (iii)	60 件以上	326 単位/月/	422 単位/月

居宅介護支援費 II

(ケアプランデータ連携システムを使用、及び事務職員の配置を行っている場合)

区分	取扱件数	要介護 1、2	要介護 3、4、5
I (i)	50 件未満	1,086 単位/月	1,411 単位/月
II (ii)	50～60 件未満	527 単位/月	683 単位/月
III (iii)	60 件以上	316 単位/月/	410 単位/月

各加算

加算名	単位	算定要件
初回加算	300 単位/月	新規に居宅サービスを計画した場合 要介護状態が 2 段階以上変更した場合
入院時情報連携加算 I	250 単位/月	入院当日に医療機関の職員に必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算 II	200 単位/月	入院後 3 日以内に医療機関の職員に必要な情報を提供した場合
退院・退所加算	450 単位/1 回連携 600 単位/2 回連携 (カンファレンスの場合は 150 単位)	退院・退所にあたり病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を受けたうえで、居宅サービス計画を作成した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位/月	病院または診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問のうえ協議し、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合
通院時情報連携加算	50 単位/月	医師の診察を受ける場合に同席し、必要な情報を提供し居宅サービス計画に記録した場合
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位/月	在宅で死亡した利用者に対し、死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 日以上訪問し状態を記録、かつ主治医、サービス事業所へ情報提供した場合

※料金は、直接介護保険から事業所に給付されますので、利用者の負担はありません。

ただし、利用者に保険料の滞納がある場合は、利用者より料金をいただき、事業者が発行する証明書をもって後日払い戻しとなる場合があります。

※滞納の期間によっては、全額利用者の負担となる場合もあります。

※利用者が、法定代理受領サービスを利用出来ない事により、償還払いとなる場合には、一旦利用料は全額自己負担をしていただきます。

※介護保険法の改正により単位数の変動がある場合は随時説明します。

(2) 交通費については、通常事業の実施区域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収します。(1 Kmあたり 10 円)

5. その他運営に関する留意事項

- (1) 居宅介護支援事業は、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また事業体制を整備します。
- (2) 職員は業務上知り得た秘密を保持します。
- (3) この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人社団順心会が定めます。

6. 事故発生時の対応

事業者はサービス提供に伴って、事故が発生した場合、必要事項を確認し市町村、家族等へ連絡します。なお合わせて再発防止等にむけて説明・謝罪・情報を開示します。

7. 緊急時の対応

事業所は居宅サービス利用時に利用者の容態が急変し、緊急を要する場合は、速やかにご家族へ連絡し救急対応を行います。なお受診を伴った場合は保険者にも連絡します。

8. 賠償責任

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

9. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

10. サービス利用に関する留意事項

(1) 介護支援専門員の交代

利用者は、介護支援専門員の交代をいつでも申し出ることができます。また交代に際して、利用者に不利益が生じないように配慮します。

(2) 記録について

事業所は、提供したサービスの記録を契約終了後5年間保管します。また記録に関しては利用者と家族に限り、閲覧および交付を受けることができます。

(3) 担当者の禁止行為

担当者及び事業所は、サービス契約時以外の営利行為や、利用者及び家族からの物品や金銭の授受などを禁止しております。

(4) 重要事項説明書及び居宅介護支援契約書の内容変更について

事業所は、重要事項説明書及び居宅介護支援契約書の内容に変更が生じた場合は、利用者に説明を行い、同意を得たうえで書類を交わします。また法改正が行われた場合などは利用者に説明をしたうえで変更の書類を交わします。

11. 虐待防止に関する事項

(1) 高齢者の人権擁護と安全が確保されるように処理体制を整備します。

(2) 従業員に対して虐待防止に関する研修を定期的実施します。

(3) その他の高齢者虐待の防止にむけた必要な措置を行います。

12. 業務継続計画（BCP）に関する事項

感染症や非常災害時において、業務を継続的に実施、再開する為の計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的開催するなどの措置を行います。

13. 感染症の予防及びまん延の防止に関する事項

感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練を実施し、委員会の開催を行います。

1 4. 身体拘束等の適正化に関する事項

- (1) 利用者又は利用者などの生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束などは行いません。
- (2) 身体拘束などを行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 5. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発を行います。
- (2) 従業者からの相談に応じ、適切な対処をするための体制の整備を行います。
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置を行います。

1 6. サービス内容の選択について

利用者は複数のサービス及び事業所の紹介を求めることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができ、事業所はその求めに応じて速やかに対応し、利用者の意向に基づき居宅サービス事業所を選択することができます。サービスについて、必要に応じて地域主体の生活支援サービス等が包括的に提供されるようにサービス計画を作成します。

また、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について希望があれば、別紙にて説明を行います。

17. 苦情の受付について

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情に対し迅速かつ適切に対応します。

【事業者の窓口】	所在地	加西市北条町東高室字四ツ池 1231 番地の 1
加西白寿苑	電 話	0790-43-9800
居宅介護支援センター	F A X	0790-43-9801
	受付時間	月～金 9:00～17:30 土曜日 9:00～11:30
	担当責任者	中務 敦雄

【市町村の窓口】	所在地	加西市北条町横尾 1000 番地
加西市健康福祉部	電 話	0790-42-8788 (直通)
長寿介護課	F A X	0790-42-8955
	受付時間	月～金 8:30～17:15

【公的団体の窓口】	所在地	神戸市中央区三宮町 1 丁目 9-1-1801 号
兵庫県国民健康保険	電 話	078-332-5617
団体連合会	F A X	078-332-5650
介護保険課苦情相談係	受付時間	月～金 9:00～17:15
介護サービス苦情相談窓口		

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面（及び付属別紙）に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日 午前・午後 時 分

説明場所 _____

事業者	住 所	兵庫県加西市北条町東高室字四ツ池 1231-1
	名 称	加西白寿苑居宅介護支援センター
	管理者	中 務 敦 雄

説明者	事業所	加西白寿苑居宅介護支援センター
	氏 名	中 務 敦 雄

私は、本書面（及び付属別紙）により事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者	住 所
	氏 名

上記代理人（代理人を選定した場合）

住 所
氏 名

